

平成29年度給水装置工事主任技術者試験 受験申請に係る実務経験に関する不正行為について(嚴重注意等)

公益財団法人給水工事技術振興財団は、厚生労働大臣の指定試験機関として、標記不正行為のあった会社の代表者及び同社従業員に対し、給水装置工事实務従事証明書の虚偽記載について、次のとおり嚴重注意等を行いました。

1. 内容

給水装置工事实務従事証明書の虚偽記載を行った会社の代表者及び不正に受験をした同社従業員2名に対し、平成30年1月5日付けで、書面による嚴重注意処分を行った。このうち、受験資格を有しない1名については、平成29年度の受験無効処分を併せて行った。

2. 処分理由

給水装置工事主任技術者試験の受験にあたり、会社の代表者が作成し、押印した虚偽の給水装置工事实務従事証明書により、同社従業員が不正に受験した。

この虚偽の実務従事証明は、水道法（昭和32年法律第177号）第25条の6第2項に規定する受験資格に違反するため。